

令和 2 年度 第 1 回
寝屋川市都市計画審議会
議 事 録

日時 令和 2 年 11 月 20 日（金）
午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 5 階 第二委員会室

○出席者

①都市計画審議会委員 15名中14名出席

②理事者 市川副市長、田中2軸化事業本部長代理、
荒木2軸化事業本部副本部長

③事務局 2軸化事業本部 近成課長、焼野課長代理、
梶係長、濱田係長、伊藤
農業委員会事務局 津川局長代理、田中副係長

④傍聴者 0名

○議事内容

案件(1) 議案第150号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(市決定)

案件(2) 議案第151号

特定生産緑地の指定

報告案件 都市計画マスタープランの改定について

令和2年度 第1回 寝屋川市都市計画審議会 議事録

事務局

定刻となりましたので、只今より、「令和2年度第1回寝屋川市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ、当審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます2軸化事業本部の近成でございます。よろしくお願いたします。

携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないように御協力をお願いします。

本日の会議でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、会場に備え付けの手指消毒剤での消毒に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、各席へのアクリル板の設置、窓を開放しての開催となりますことに御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

次に、本日の出席状況でございますが、永井委員より、御欠席の御連絡をいただいておりますので、寝屋川市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことを、御報告いたします。

なお、当審議会は、公開となっており、傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いたします。

本日は、委員任命後のはじめての審議会となりますので、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

最初に、1号委員でございます。

北大阪商工会議所専務理事の谷本雅洋様。

小國法律事務所弁護士の小國隆輔様。

摂南大学教授の加嶋章博様。

摂南大学准教授の榊愛様。

農業委員会会長の北川博様。

続きまして、2号委員でございます。

市議会議員の山崎菊雄様。

市議会議員の吉羽美華様。

市議会議員の村上順一様。

市議会議員の中谷剣将様。

市議会議員の中林和江様。

続きまして、3号委員でございます。

大阪府寝屋川警察署長の永井善一様。本日は欠席でございます。

枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長の伊藤高博様。

続きまして、4号委員でございます。

一般公募委員の稲留京子様。

同じく、一般公募委員の増村友隆様。

市政協力委員自治推進協議会会長の中川芳行様。

なお、永井委員の代理として、寝屋川警察署交通規制係の本田様に御出席頂いております。

以上でございます。

それでは、開会に先立ちまして市川副市長より御挨拶申し上げます。

副市長

副市長の市川でございます。開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、公私何かと御多忙の中、令和2年度第1回寝屋川市都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、平素より本市市政の推進に格別の御

理解、御協力を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

また、今回、新たに本市都市計画審議会の委員に就任いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日、お諮りさせていただきます議案は、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」、「特定生産緑地の指定」の2件でございます。また、その他としまして「都市計画マスタープランの改定」についての報告がございます。

内容につきましては、後ほど担当より説明させていただきますので、本市が快適で魅力ある都市であり続けるために、委員の皆様方におかれましては、幅広い見地から御意見を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。恐れいりますが、ここで市川副市長及び荒木2軸化事業本部副本部長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、新たに会長及び職務代理者の選出をさせていただきます。

なお、会長及び職務代理者の選出までの間、2軸化事業本部の田中本部長代理を、会議運営の座長とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、田中本部長代理、席の移動をお願いいたします。

座長

2軸化事業本部の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長及び職務代理者を選出いただくまでの間、私が座長を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

それでは、会長の選出について、事務局より説明してください。

事務局

会長の選出につきまして、御説明させていただきます。前委員の任期満了により新たに会長の選出が必要となりました。

会長の選出方法につきましては、寝屋川市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者として任命されました1号委員の皆様の中から、選挙によって定めることになっております。

以上でございます。

座長

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、1号委員の皆様の中から選挙により定めることとなっておりますが、立候補又は推薦はございませんでしょうか。

委員

他薦になりますが、会長には、都市計画審議会委員としての在任期間が最も長く、経験と実績が豊富な小國委員が適任と考え、推薦したいと存じます。

座長

只今、小國委員を推薦されるとの御意見がございましたが、小國委員、いかがでしょうか。

小國委員

皆さんの御異議が無ければ、僭越ながら、お受けしたいと存じます。

座長

他に立候補又は推薦はございませんでしょうか。

他に立候補される方及び推薦が無いようですので、寝屋川市都市計画審議会の会長は、小國委員に決定することとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

座長

御異議がないようですので、会長は小國委員にお願いしたいと思います。

次に職務代理者の選出でございます。

事務局より説明してください。

事務局

職務代理者の選出につきまして、御説明させていただきます。

職務代理者の選出につきましては、寝屋川市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の指名する委員が職務を代理することとなっております。

以上でございます。

座長

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、会長の御指名により職務代理者を選出することとなっておりますので、小國會長の御指名をお願いしたいと存じます。

会長

それでは、僭越ではございますが、職務代理者には、前期もお務めいただきました北川委員に、引き続き、お願いしたいと存じます。

座長 只今、北川委員を職務代理者に御指名されるとのことでございますが、寝屋川市都市計画審議会の職務代理者は、北川委員に決定することとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

座長 御異議がないようですので、職務代理者は、北川委員にお願いしたいと思います。

それでは、会長に小國委員・職務代理者に北川委員が選出されましたので、以降の都市計画審議会の運営につきましては、会長・職務代理者をお願いいたしまして、座長を交替させていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。それでは、小國會長、会長席へ御移動願います。

会長に就任されました小國隆輔様には、一言、御挨拶の御言葉を頂戴したいと存じます。

会長 ただいま、寝屋川市都市計画審議会会長に選出されました小國でございます。委員各位の御支援、御協力を賜りながら、この重責を全うしたいと存じますので、御協力の程、よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。次に、職務代理者に就任されました北川博様に一言、御挨拶の御言葉を頂戴したいと存じます。

職務代理者

ただいま、小國会長より職務代理者に指名されました北川でございます。委員各位の御支援、御協力の程よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、会長及び職務代理者の選出を終わります。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

1. 次第
 2. 配席図
 3. 寝屋川市都市計画審議会委員名簿
 4. 寝屋川市都市計画審議会条例
 5. 令和2年度第1回寝屋川市都市計画審議会議案書
 6. 令和2年度第1回寝屋川市都市計画審議会資料
- となっております。

また、御手元に、現行の「寝屋川市都市計画マスタープラン（概要版）」を配布させていただいております。

各資料につきましては、事前に配布をさせていただいておりますが、お持ちでない方や、不足等のある方は、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

本日の会議録については、後日、市のホームページ及び市役所情報コーナーにて公開させていただきます。

それでは、これより本日の案件に入らせていただきます。小國会長、進行の方、よろしく願いいたします。

会長

それでは、案件に入らせていただきます。案件(1)東部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、事務局から説明してください。

案件(1)議案第 150 号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」について御説明いたします。

説明は、前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の 1 ページから 3 ページ、資料の 1 ページから 29 ページが本案件に関するページですので、こちらもあわせて御覧ください。

まず、変更の理由です。

資料の 2 ページを御覧ください。

生産緑地地区は、寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としているものです。

今回、この生産緑地地区を変更しようとするものであり、生産緑地法第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区の指定、同法第 8 条第 4 項に基づく通知に係る行為の完了、同法第 10 条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴い、生産緑地地区の追加、区域変更及び廃止を行うものです。

次に、変更を予定している生産緑地地区の位置図です。

資料の 3 ページを御覧ください。

変更を予定している生産緑地地区の位置図です。

「追加する地区」を青色の丸、「区域を変更する地区」を黄色の三角、「廃止する地区」を赤色の四角で表しております。

次に、今回の生産緑地地区の変更に係る計画書です。

議案書の 3 ページ及び資料の 4 ページを御覧ください。

青色枠内が追加を行う地区、黄色枠内が区域変更を行う地区、赤色枠内が廃止する地区です。

次に、今回の生産緑地地区の変更に係る新旧対照表です。

資料の 5 ページ及び 6 ページを御覧ください。

変更を予定している 17 地区につきまして、変更前後の面積や変更理由等を記載したものです。

変更後の生産緑地地区の合計につきましては、6 ページの一番下の欄に記載しておりまして、地区数は昨年と比べ 2 地区減少し、277 地区となり、面積は昨年と比べ約 1.06ha 減少し、約 59.57ha となるものです。

今回の生産緑地地区の変更につきまして、地区別に御説明いたします。

次に、資料の 7 ページから 28 ページを御覧ください。

まず、「美井元町 3」です。

点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

左にあります 2 枚の写真が、点の区域の写真となっております。

次に、「石津元町 1 及び石津中町 2」です。

まず、「石津元町 1」です。点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

また、左にあります 2 枚の写真は、石津元町 1 の点の区域の写真となっております。

次に、「石津中町 2」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「仁和寺本町五丁目 3」です。

点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、青色の区域に追加するものです。

左下にあります写真は、左の点の区域の写真となっており、右上にあります写真は、右の点の区域の写真となっており、

おります。

次に、「仁和寺本町三丁目 3、仁和寺本町三丁目 8 及び仁和寺本町三丁目 9」です。

まず、「仁和寺本町三丁目 3」です。点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

左上の写真は、仁和寺本町三丁目 3 の点の区域の写真となっております。

次に、「仁和寺本町三丁目 8」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の死亡により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「仁和寺本町三丁目 9」です。点の区域につきまして、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

左の上から 2 つ目と 3 つ目の写真は、仁和寺本町三丁目 9 の点の区域の写真となっております。

次に、「池の瀬町 1」です。

縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「高柳五丁目 1」です。

点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

左の 2 枚の写真は、高柳五丁目 1 の点の区域の写真となっております。

次に、「上神田二丁目 4、中神田町 11 及び、中神田町 12」です。

まず、「上神田二丁目 4」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の死亡により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「中神田町 11」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「中神田町 12」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「高宮二丁目 1」です。

点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

右上と左下の写真は、高宮二丁目 1 の点の区域の写真となっております。

次に、「打上新町 2 及び打上高塚町 1」です。

まず、「打上新町 2」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に「打上高塚町 1」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「打上元町 2」です。

縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「小路南町 8」です。

縦線の区域につきまして、生産緑地法第 8 条第 4 項に基づく公共施設の設置が完了したことにより廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

右上と左下の写真は、公共施設の設置完了後の縦線の区域の写真となっております。

以上が地区別の説明となります。

最後に、「都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧」につきまして、御報告いたします。

資料の 29 ページを御覧ください。

令和2年10月16日から10月30日までの2週間、公衆の縦覧に供した結果、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で、案件(1)議案第150号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、案件(1)の説明が終わりました。これより、内容について、御質問をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。

委員

寝屋川市内の生産緑地の割合は増えているのか、減っているのか。

会長

事務局より答弁してください。

事務局

近年の生産緑地地区の割合は微減という状況になっておりまして、例えば、平成30年は、62.49ha（※1）、令和2年で60.63ha（※2）となっております。

委員

大阪府内の傾向は。

事務局

大阪府内については把握しておりませんが、全国的に見ても同様に微減となっております。

委員

追加する生産緑地は、どのような理由があるのか。

会長

事務局いかがですか。

事務局

今回もいくつか追加をさせていただいている区域がありますが、一度宅地に転用された後、再び農地に転用され、生産緑地を受けられたものも2地区ございます。

また、平成29年に制度改正がありまして、小規模農地も指定できるようになりました。このような面積要件が緩和されたことにより指定が可能になり、追加の指定に至ったところもございます。

委員

市民にとっては、畑や田といったみどりは大事である。行政側は、生産緑地を残すという取組はされているのか。

事務局

生産緑地につきましては、国も宅地化するべきものから都市にあるべきものとして転換されており、防災効果や都市機能、自然環境等の効果も認められていることから本市も同様に保全に努めているところでございます。

また、特定生産緑地につきましても本市は早い段階から周知に努めているところでございます。

委員

寝屋川市は、面積は少なく、人口は多いため、なかなか難しいことではあるが、行政を含めてみどりを残すという取組をしてほしい。

会長

他にございませんか。無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

案件(1)東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、原案に御異議ございませんか。

委員

異議なし。

会長

御異議が無いようですので、案件(1)東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、案件(2)特定生産緑地の指定について、事務局より説明して下さい。

事務局

案件(2)、議案第 151 号「特定生産緑地の指定」について説明いたします。

説明は、前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の 4 ページから 6 ページ、資料の 30 ページから 59 ページが本案件に関するページですので、合わせて御覧ください。

まず、特定生産緑地の指定です。

資料の 31 ページを御覧ください。

特定生産緑地は、生産緑地法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定するものです。

ここで特定生産緑地について補足説明いたします。特定生産緑地は、生産緑地の所有者等の意向を基に、生産緑地地区の指定から 30 年経過するまでに、指定することができるものです。

指定された場合、買取りの申し出ができる時期が 10 年延長され、従来の生産緑地に措置されてきた税制も継続されることとなります。

なお、10 年延長の時期については、「生産緑地地区の都市計画の告示から 30 年経過する日」からとなります。

次に、特定生産緑地の指定方針です。

資料の 32 ページを御覧ください。

都市緑地法等の改正、関連する上位計画及び本市の市街

地の状況等を鑑み、次の要件を満たす生産緑地について、所有者の意向に基づき指定するものです。

- ① 申出基準日が近く到来する生産緑地であること。
- ② 農地として適正に管理されていること。
- ③ 農地等利害関係人全員の同意を得ていること。

なお、申出基準日とは、生産緑地地区の都市計画決定日から30年を経過する日のことをいいます。

次に、特定生産緑地の指定手続きです。

資料の33ページを御覧ください。

農地等利害関係人からの申出に基づき、特定生産緑地の指定の案を作成し、本審議会での意見聴取を経て、特定生産緑地に指定する旨を公示し、農地等利害関係人へ通知いたします。

次に、特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧です。

議案書の5ページ、6ページを御覧ください。

本年新たに特定生産緑地に指定するものを一覧表にまとめたものです。

表の左から、名称、位置、生産緑地地区の面積、特定生産緑地に既に指定されている区域の面積、新たに指定する区域の面積、申出基準日等としています。

次に、特定生産緑地の指定状況です。

資料の36ページを御覧ください。

昨年指定した19地区、3.12haに、本年指定予定の46地区、6.27haを加えまして、合計61地区(※3)、9.39haとなります。

なお、平成4年に決定した生産緑地に対する特定生産緑地の指定割合は、本年指定予定を含めると、約19%となります。

次に、「特定生産緑地指定図」です。

資料 37 ページを御覧ください。

凡例のとおり、生産緑地地区を赤色実線、特定生産緑地に新たに指定する区域を小さい青色網掛け、既に指定している区域を大きい青色網掛けで示しています。

なお、指定地区数が大変多くなっていますので、会議時間の都合上、説明は、これらいずれの区域も含まれていません 5-⑤「河北中町 1 外 3 地区」のみとさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書の 5 ページ「特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧」の 8 行目「河北中町 1」から 11 行目「河北西町 3」について御説明いたします。

前方スクリーンの「指定図」、資料 41 ページを合わせて御覧ください。

まず、「河北中町 1」は、生産緑地地区面積 0.02ha でございまして、今回、その全部の、青色の小さな網掛けの区域を新たに特定生産緑地に指定するものです。

次に、「河北中町 4」は、生産緑地地区面積 0.07ha でございまして、今回、その全部の、青色の小さな網掛けの区域を新たに特定生産緑地に指定するものです。

次に、「河北中町 5」は、生産緑地地区面積 0.39ha でございまして、大きい青色網掛けの区域、0.23ha は既に特定生産緑地に指定しており、残る小さい青色網掛けの区域、0.16ha を今回、新たに指定することにより、生産緑地地区の全てを特定生産緑地に指定するものです。

次に、「河北西町 3」は、生産緑地地区面積 0.19ha でございまして、今回、その一部の、小さい青色網掛けの区域、0.12ha を新たに特定生産緑地に指定するものです。

その他の地区についても、同様に特定生産緑地の指定を行うものでございます。

最後に、特定生産緑地の指定のスケジュールです。

資料の 58 ページを御覧ください。

生産緑地地区の都市計画決定日と特定生産緑地の指定期限・受付期間を表にまとめたものです。

平成 4 年 11 月 30 日に生産緑地地区に決定されたものは、その 30 年後の令和 4 年 11 月 30 日が特定生産緑地の指定の期限となり、令和 4 年 7 月までが受付期間となります。

平成 5 年以降に生産緑地地区に決定されたものも、順次受付を行います。

「2022 年（令和 4 年）に指定の期限を迎える場合のスケジュール」です。言いかえますと、「1992 年（平成 4 年）に生産緑地地区に決定されたもののスケジュール」ということとなります。

資料の 59 ページを御覧ください。

毎年 7 月まで受付けたものを、その年の 11 月頃に指定します。8 月以降に受付けたものは、翌年に指定します。

このように指定の機会は計 4 回、受付期間は 3 年余り設けており、今回、令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの間に受付たものの指定を行うものです。

先程も御説明いたしましたが、特定生産緑地制度は、いつでも買取申出が可能となる時期を、申出基準日である「令和 4 年 11 月 30 日」から 10 年延長するものですが、10 年延長の時期については、「生産緑地地区の都市計画の告示から 30 年経過する日」からとなります。

以上で、案件(2)議案第 151 号「特定生産緑地の指定」の説明を終わります。

会長

ただいま、案件(2)の説明が終わりました。これより、内容について、御質問をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。

委員

30年を迎えて新たに10年延長する場合、主たる従事者が故障、死亡以外でこれをやめることはできるのか。

会長

事務局より答弁してください。

事務局

買取申出の期限は、「生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過する日」であり、特定生産緑地は、その日から10年延伸されるということでもあります。そのため、今、指定を受けていたとしましても、その指定の効果は、生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過する日までは生じず、30年経過した日から生じます。

本市の場合、指定の期限までの期間ですと、指定の解除ということも検討していく必要があるのではないかと考えております。

ただし、30年を過ぎますと、特定生産緑地の指定の効果が発現いたします。そのため、30年経過後は、所有者の方の事情等に対しまして解除をするということにつきましては、国もできないとの見解のため、本市といたしましても買取申出により解除されていくものと考えております。

委員

生産緑地を受けている方にとっては、更に10年延長するというのは迷うところではないかと思うが、市としては、どのように考えているのか。

事務局

市としましては、所有者の希望、意向に応じてできるだけ指定していきたいと考えております。

窓口でも相談を受けておりますが、転用の予定がある方につきましては、おすすめてはしておりません。

しかし、転用の予定がない方、農業を続けていきたい方につきましては、是非受けていただきたいと考えております。

また、相続税納税猶予を受けられている方につきましては、受けていただくようお願いしているところでございます。

委員

令和4年7月が最終受付となっているが、あと2年で多くの方の受付をするのは大丈夫なのか。

会長

事務局いかがですか。

事務局

先ほども申し上げましたが、本市は早い段階から受付を開始しております。これに関しましては、国からも事務の平準化を図るようにとのことがございましたため、それを踏まえて取組を進めております。

現段階では、割合は低い傾向にありますが、令和3年、令和4年とあと2回指定の期間がございます。指定の促進、事務の平準化等を踏まえ、来年度は、所有者に対する意向確認を検討しております。

委員

今回の10年延長の特例として一定の条件のもと、代理の耕作者でできるという制度について、相談があるのか。

事務局

御質問につきましては、おそらく都市農地の賃借円滑化法のことかと思われます。これは、農地の貸付が比較的しやすくなるものですが、本市においては、まだそれほど実績はありません。しかし、この制度等も含めまして、生産緑地の従事者の確保といった点からも進めていきたいと思っております。

委員

こういった特例等も含めて、みどりを残していただきたい。

会長

事務局、いかがですか。

委員

新しい制度等を組み合わせて周知していきたいと思っております。

会長

他にございませんか。

委員

特定生産緑地の申請に関して、大阪府内と比べてどうなのか、また、全国ではどうなのか。加えて、買取申出の件数は何件あるのか。

会長

事務局いかがですか。

事務局

令和元年12月末時点のものではありますが、大阪府内での特定生産緑地の指定を行っている市は、本市を含めて5市でございます。各市によって生産緑地の面積等が違いますので一概に比べることはできませんが、現在最も指定面積の割合が大きいのは、大阪市の14.4haでございます。

本市は、今年を含めまして9.39haですので、指定のス

スケジュールが遅れているというわけではないと考えております。

また、全国では、生産緑地を指定している都市は 234 都市ありますが、令和元年 12 月末時点で特定生産緑地を指定している市は、大阪府内の 5 市を含めて 10 市が指定しております。

2 点目の買取申出に関しまして、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間で約 54 件ございます。総合面積は、約 6.43ha で、年に約 11 地区弱、面積でいきますと、0.13ha となっております。

会長

他にございませんか。

委員

令和 4 年に近づくにつれて申請件数が増えていくと思うが、300 m²未満の小規模な農地は、あとになって道連れ解除がわかると思うが、市からそれについて調整はしているのか。

事務局

現時点では、申請の受付が 2 年ほどあるため、情報提供は考えておりません。しかし、今後指定が進むにつれ、考えていかなければならないと思っております。

会長

他にございませんか。無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

案件(2)議案第 151 号「特定生産緑地の指定」について、原案に御異議ございませんか。

委員

異議なし。

会長

御異議が無いようですので、案件(2)特定生産緑地の指定について、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、報告案件都市計画マスタープランの改定について、事務局より説明して下さい。

事務局

都市計画マスタープランの改定について報告いたします。

報告は、前方のスクリーンに沿って行いますが、資料の60ページから64ページが本報告案件に関するページですので、あわせて御覧ください。

資料の61ページを御覧ください。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいい、市総合計画で掲げた将来都市像の実現に向け、都市空間形成におけるまちづくりの方向とその実現方策を示すものです。

都市計画マスタープランは、「府都市計画区域マスタープラン」「市総合計画」に即して定められ、また、用途地域や都市計画道路などの個別の都市計画、具体的なまちづくり計画については、このマスタープランに即したものでなければなりません。

資料の62ページを御覧ください。

都市計画マスタープランについて規定する、都市計画法第18条の2について記載しております。

資料の63ページを御覧ください。

都市計画マスタープランの改定について御説明申し上げます。

現行の都市計画マスタープランが、前回改定から概ね10年を経過することから、社会経済情勢の変化や都市計画事業の進捗を踏まえるとともに、策定が予定されています第

六次総合計画に即したものとするため、改定を行うものです。

資料の 64 ページを御覧ください。

改定スケジュールの概要について御説明申し上げます。

令和 2 年度は、現行の都市計画マスタープランの進捗状況の把握・整理を行うとともに、9 月に市民アンケートを実施し、素案の作成に向けて取り組んでまいります。

令和 3 年度は、大阪府との協議、公聴会の開催を経て、令和 4 年 3 月の都市計画マスタープランの改定・公表に向けて取り組んでまいります。

このようなスケジュールの中、本審議会へは、適宜、報告等をさせていただきたいと考えております。

なお、お手元に、現行の「寝屋川市都市計画マスタープラン（概要版）」を配布させていただいております。

以上で報告案件「都市計画マスタープランの改定について」の報告を終わります。

会長

ただいま、報告案件の説明が終わりました。これより、内容について、御質問をお受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。

委員

市民アンケートについて集計中とのことだが、いつごろわかるのか。

会長

事務局より答弁してください

事務局

市民アンケートにつきまして、2,000 人を対象に配布しまして 950 程度返ってきております。

現在、年齢別、地区別等の集計をしております、整い

次第、お示ししていきたいと思っております。

委員

これまでのマスタープランの策定の方法と違いはあるのか。

事務局

都市計画マスタープランは、市総合計画に加え、都市計画の一体性という観点から府の区域マスにも即して定める必要があるものです。

これらのことから、構成等が、現行に比して大きく変わることはないものと考えておりますが、総合計画の素案で示された学研都市軸のまちづくり等について、しっかり反映していきたいと考えております。

委員

前は、地域別構想で分けられていたが、今回は、新型コロナウイルス感染症がある中で、身近で少人数のまちづくりも加味していかなければならないと思うが、そのあたりについてどうか。

事務局

おっしゃる通りでございまして、そのような点に関しても庁内検討委員会等でしっかり議論していき、また SDGs も意識しながら改定に取り組んでまいりたいと思っております。

委員

身近で少人数のまちづくりや、多様なまちづくりなどを含め、改定の検討をしていただきたい。

会長

他にございませんか。

委員 資料 63 ページに、社会経済情勢の変化というのがあるが、どのようなことをまちづくりで意識していくのか。

会長 事務局いかがですか。

事務局 社会経済情勢の変化ということにつきまして、現行の都市計画マスタープランが平成 24 年に策定されております。その後、本市では、立地適正化計画というものを策定しております。

立地適正化計画では、人口減少、少子高齢化の本格的な進展を踏まえ、集約型の都市構造としてコンパクトシティ・プラス・ネットワークを基本的な考えとしており、こういった観点を意識してまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

会長 他にございませんか。無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

以上で、本日の案件はすべて終了しました。

慎重審議いただきありがとうございました。

事務局 会長、議事進行、誠にありがとうございました。最後に、2 軸化事業本部長代理の田中より、閉会の御挨拶を申し上げます。

本部長代理 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重御審議をいただき、また、貴重な御意見を賜りありがとうございました。また、いずれも原案どおり御承認いただき、誠にありがとうございました。

本日は、寝屋川市の良好な都市環境の形成に係る重要な案件である、生産緑地地区の変更、特定生産緑地の指定の2議案、及び都市計画マスタープランの改定について御説明させていただきました。

今後におきましても、会長はじめ職務代理者、委員の皆様におかれましては、本市のまちづくりに、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、日増しに寒さが増してまいりましたが、御自愛いただき、益々ご活躍されますことを御祈念いたしまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回寝屋川市都市計画審議会を閉会いたします。

(※1) 平成30年1月1日現在。

(※2) 令和2年1月1日現在。

(※3) 地区数については、各年で重複する地区があります。